

育児短時間(フレックス)勤務振替



フレックス勤務期間を短縮し、小学校就学後1年以内に12ヶ月を上限として振り替えることができます。

短縮期間に対する振替可能期間は以下参照

短縮期間	振替取得期間	イメージ
1年6ヶ月以上	1年	小学校1年生の間
1年以上1年6ヶ月未満	6ヶ月	4月～9月（夏休み終了後～1ヶ月間）
8ヶ月以上1年未満	5ヶ月	4月～8月（夏休み終了くらい）
6ヶ月以上8ヶ月未満	3ヶ月	4月～6月（子供が学校に慣れるまで）

育休中の保育園利用



育休期間中でも

『はなまる保育園』 『保育園おひさま』
の利用が可能です。

保育園に預けている時間は、自己研鑽の時間
に充てていただくことができます。

※保育料は発生します。

学童送迎サービス



学校が夏休み、冬休み、春休みの長期休みの時は学童保育までの送迎サービスを行います。

出勤時間に学童が開いていない等の悩みを解消しましたので子供と出勤です。

※学童の対象地域は

八女、筑後、久留米市片道10km以内に限り
ます。

病児保育送迎サービス



保育園で子が体調不良となり仕事の都合でお迎えに行けないとき、病院スタッフが代わりに保育園までお迎えに行き小児科受診から病児保育への預けるまで行います

1時間から有給取得



1時間単位の有給取得ができるようになりました。

- 子供の急な体調不良による病院への付き添い
- 夕方からライブがある 等

1～2時間だけ休みがほしいのに半日有給を使わないといけないのではもったいないという声で実現しました。

育休早期復帰者に対する保育料補助

はなまる
保育園

保育園
おひさま



全額補助

育児休暇を短縮し早期復帰される職員には子供の1歳の誕生日の月末までの保育料を補助します。

①法人内保育園（はなまる・おひさま）

全額補助

②その他の保育園

半額補助

保育園の整備



法人内に3つの保育施設を完備

- はなまる保育園
- 保育園おひさま
- 病児・病後児保育おひさま

育児短時間(フレックス)期間延長



小学校に入学した年の4月15日まで始業・終業の時刻の繰上げ・繰下げを行うことにより、所定労働時間を短縮（1日6時間）することができます。

※以前は3月末まででしたが、実態に合わせて小学校入学までの期間と入学後の早い下校に対応できるように15日間延長しました。

育児短時間(フレックス)の勤務時間

勤務時間

6 時間

2時間



×

3 日間

11

公休 1 日

6 時間に勤務短縮した職員が、1 日 8 時間勤務することにより、6 時間を超えて勤務した時間の合計が 6 時間に達した場合は 1 日分を公休に振り替えることができる